

第12回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日 時：平成24年2月20日（月） 午前10時～12時

会 場：熊本市役所 14階大ホール

出席者：上野委員長、荒木副委員長、岩下委員、長塩委員、中島久美子委員、西村委員、平橋委員、松崎委員、吉田委員

欠席者：中島洋一委員

上 野 委員長	1 開会 ただ今から、第12回の熊本市自治推進委員会を開催いたします。 本日は、中島洋一委員がお休みとなっております。 議題に入ります前に、配布資料の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、お手元の資料を確認いたします。 (資料確認) ・第12回自治推進委員会次第 ・資料1「第11回 熊本市自治推進委員会会議録概要（案）」 ・資料2「第11回自治推進委員会まとめ（案）」 ・資料3「答申書（案）」
上 野 委員長	会議録で何か修正があれば、事務局の方をお願いいたします。 (意見なし) 2 議事 (1) 答申書（案）について では、議事に入りたいと思います。資料3「答申書（案）」です。これは、前回お示ししました「報告書の項目と内容」にいただきましたご意見等を踏まえまして、修正を加え、荒木副委員長とも話しながらまとめたものになります。 まず、1点目。「はじめに」ということで所感を書かせていただきました。これは僭越ですが、私の方で文章を書かせていただき、荒木副委員長に足りないところを補ってもらいまとめました。あらためて今日見てみますと、ここだけが「ですます調」になっていまして、その他は「である調」になっていました。一連の文章ですので、後日、「である調」に修正させていただきます。 今日は、それぞれの項目について私から読み上げて、皆さん方から表現についてご意見をいただきつつ進めてまいりたいと思います。
西 村 委 員	質問よろしいでしょうか。これが「答申書」でしょうか。しかし、資料1「第11回 熊本市自治推進委員会会議録概要（案）」の14ページの一番最後には、「報告書（案）」と書かれています。これはどのような意味でしょうか。
事務局	申し訳ありません。資料1「第11回 熊本市自治推進委員会会議録概要（案）」

	の１４ページには、「報告書（案）」と記載をしておりますが、諮問を受けておりますので、「答申書（案）」と言葉の変更をさせていただきます。
上 野 委員長	はい。資料１と資料３の違いということで、大事なところに気づいていただきました。ありがとうございました。他にありませんか。 （意見なし） では、議題に戻りたいと思います。資料３の１ページをご覧ください。これは「記」のところで改ページが入っております。 （かがみ文、はじめについて、読み上げる） 今、「ですます調」で読ませていただきましたが、最終文案は「である調」に変えさせていただきます。何かご意見等ございますか。
西 村 委 員	「市長等の行う情報共有、参画、協働の取り組みの検証結果」ということで、漠然としている。具体的に書くべきです。私たちが検証したのは、９細事業であったわけです。何を対象にして検証しているかということです。 もうひとつは、「はじめに」ですが、なぜこんなに分かりにくいのですか。なんのために「はじめに」が出てくるのですか。「市民協働による自治推進」とありますが、一番大事なのは、自治基本条例に規定している自治の運営の原則なんです。情報共有・参画・協働に関してどうなのかということが問題なんです。そうすると、なぜ「新しい公共」がまず出てくるかということです。 それから、「責任の共有」とは何を意味するのでしょうか。今、情報公開、情報共有ができていない状況で、責任を共有できるかということです。一貫して「情報公開条例の見直しをして欲しい」と言っていたら、「この自治推進委員会はそういう場ではない」と反対されるわけです。自治基本条例第３７条の第３項には「前項に規定するもののほか、市長に意見を述べることができる」となっているんです。ところが、荒木副委員長は「ここはそういう場ではない」と言っている。私は、自治推進委員会は条例に基づいてやるべきだと思っています。ここから外れてはいけない。「新しい公共」というのは、民主党の鳩山さんも言いました。なぜ、わざわざこれが出てこなければならないのでしょうか。もっと言うべきことがあると思います。その辺のところを明確に答えていただきたい。
上 野 委員長	西村委員からは「表題が明確でない。自治の運営原則である情報共有・参画・協働について書くべきで、『新しい公共』という言葉は使うべきではない。市民は情報共有を受けていないのだから、責任共有はできない。情報公開条例を改正してほしいと言っていることを書くべき」というご意見です。
西 村 委 員	「情報公開条例を改正」とは言っておりません。見直しを検討して欲しいと言っているのです。

上 野 委員長	どういう意味ですか。
西 村 委 員	今、いろいろな問題が出ています。その問題を洗いざらい出して、どうしたら改善できるか、より自治基本条例の原則に沿った情報公開条例にできるかということを検討するということです。
上 野 委員長	他に「はじめに」に関してご意見等ございますか。西村委員に賛同、もしくは違う意見などありますか。このまま私が話し続けると、私と西村委員の言い合いだけになってしまいますので。少し、基本的な委員会の理解が西村委員と違うということは明確なんです。どちらが正しいということもなかなか分かりませんので、皆さんの意見をお聞かせください。
中島久 委 員	「はじめに」を読んで、私が委員会に参加させていただいて市民の参画できる枠組みということや、市民との対話を深めるというシステムについて明確に入っているので読みやすかったです。
松 崎 委 員	9細事業は、今、事業をするうえで、実際に情報共有・参画・協働がどれくらい進んでいるのかということを、具体的に自治推進委員会の委員が同じもので共有化するために行ったものです。9細事業だけを検証することが目的ではなかったと思います。今の現状を共有しましょうということで、それぞれ進んでいるものもあれば、進みにくいものもあると、私たちは見たわけです。ですから、そこところは委員会での主の目的ではないので、これからどうやって自治を推進していくか、西村委員が仰るように条例をいかに具体的にするか、行政と市民の協働の仕組みづくりをどのようにするのかということが、今回の委員会の答申として出てくるのです。ここであまり「新しい公共」という言葉にこだわるのではなく、私たちが共有化したものを答申の中に盛り込まれているので、「はじめに」については、この優しい文章で理解できていると思っています。
荒木副 委員長	私は、『『新しい公共』の支援に関する提言書』づくりの会長をしていました。多様な主体が社会貢献を実現するために知恵、技能、時間、経済的側面をお互いに担っていくということが現代社会では増えておりますが、「新しい公共」というのはそういう領域のことを言います。個人のためではなく、社会のために知恵を出し合って実現していきましょうということが現代社会に広まっております。今まで行政だけで担っていましたが、様々な主体が公共を担っていくことは避けて通れないことであります。そういう枠組みづくりに、行政はどう対応していけばよいかということで、『『新しい公共』の支援に関する提言書』を作成したところです。たまたま、私がその会長をしていましたので、少しご説明いたしました。
上 野	事務局にお尋ねします。この委員会ができる前に、『『新しい公共』の支援

委員長	に関する提言書」の検討が行われていると思いますが、その経緯とこの自治推進委員会との関わりについて説明いただいてもよろしいでしょうか。
事務局	(「熊本市新しい公共検討委員会」について説明)
上野委員長	「はじめに」を書くときに、「新しい公共」に特に意味合いを持たせて書いたわけではありません。言葉の好き嫌いについては、個人的な意見はもちろんあります。ただ、政府や自治体の中で、住民参加・協働を総称してよく使われているので、括弧書きでここに書かれていることを示しているものです。西村委員と私どもと向かっていく方向性について違うということではないと思います。ただ、西村委員の認識は、行政の取組が情報共有という部分でやれていない、だから市民は協働する機会を失っているという認識に立られているのだと思います。他方でずいぶん情報はでています。ただ、適切な方法で適切なタイミングで届く、届かないということは、この情報が溢れている社会に生きる私たちにとって考えていくというコストは払いたくないわけです。ですから、出す側がうまく整理して必要な方にお届けするということが必要でしょう。また、行政経営全般の情報提供については、議会その他を通してやられていますので、それを除外するというわけではありませんが、市民協働の領域とすれば市民が行政と協働をする中で、公共圏を豊かにする部分で行政が取りこぼしている部分をさらに一緒にやることで可能性を高められる部分があるのではないかとということです。それを行政がターゲットとして行政施策の展開の中で意識して組み込んでいくことで、この地域社会を良い社会に変えることができるのではないかなという観点から検証していただきました。9事業ではありましたが、いろんな部局で違う取組について事例の検証を行い、検証で見えた一つの知見ということで、「はじめに」には委員会を通して感じました市民と行政、地域社会との関わりについて、できるだけ分かりやすく書いたつもりでした。
西村委員	「はじめに」の中で「市民協働による自治の推進」となっています。ここは「情報共有・参画・協働による自治の推進」でなければなりません。なぜかと言うと、情報共有・参画・協働というのは自治運営の基本原則なんです。そこから外れてはいけません。「新しい公共」ということがあってもよいです。ところが、市民同士が仲良く頑張っていきましょうと書かれているんです。具体的に市民が行政が参画していくにはどうしたらいいかというところが一番のポイントです。そこをはっきりさせないで、最初に「まず」と書かれているのがいけないと思います。
上野委員長	今のご意見については、表題、表題に続く文章で続けて「情報共有・参画・協働」と書いております。これだけでも、日本語とすれば変な気もします。西村委員の仰っていることは本文に入っていると思いますので、そこにこだ

	わられる意味が理解できません。西村委員が仰られた市民の協働ですが、私たちも市民の協働を進めたいと思います。ただ、市民というのは、自分にとって身近な地域で必要だったり、興味があれば参画する。参画を断る市民であれば「つまみ食いの参画」でもよいというレベルにしておかなければ仕方がないのです。こういう方々が1人ずつ参画することを、行政が作っていくことはできません。同じ関心をもつ人たちを集って、市民同士が一緒になって問題をどのように解決するのか考えるわけです。もしくは行政がやるべきことも出てきますでしょうし、行政と市民が一緒にやった方がいい課題もでてくるでしょう。あるいは、税金使ってやるのではなく、市民でやるべきことだという結論がでるかもしれない。こういうような市民参画、協働という言葉が意味している具体的な適用場面まで考えていくと、いろんなケースが考えられるんです。そこで、「まず」というのは、私たち市民がそういう領域があることを知り、そういう参画をすることについて関心を持つ。関心を持ったとしてもフリーライダー（ただ乗り）をするかもしれません。できれば、ただ乗りではなく、参画していく仕組みを何とか作ろうということに知恵を出し合っているのであって、イデオロギー的なことを書いているわけではありませんので、そこは誤解されないようにお願いしたいと思います。
西 村 委 員	上野委員長の意見は、前提がはっきりしていないと思います。これは、自治基本条例第3条の自治の基本理念に書いてありますが、地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進なんです。これが基本なんです。これがあって、団体自治があるんです。住民が市政に参加していく、いろんな市民の取組に参加していく。そのためには、市民が必要とする情報が手に入らないといけないと思います。正しい情報とは何か、それは行政が持っている行政情報なんです。一般の情報を言っているのではありません。行政が保管している政策決定過程の情報です。これを市民に公開していくべきです。ここができていないということが、熊日新聞、いろんなところに出ています。市民が知りたい情報が出てこないということが問題なんです。私たちはいろいろ活動を行ってきていますが、情報を出さないんです。例えば、具体的な例をあげますと、市政で最高決定機関である経営戦略会議を開示請求すると、議事録がないから情報は存在しないと言うんです。ところが、別のところでは出しているんです。その情報公開条例に基づいて出したら情報が出てこないんです。このような不条理なことを解決するというのが、自治推進委員会の責任であると思うし、明確にしなければならないのは、情報共有・参画・協働による自治の推進なんです。
上 野 委員長	非常に行政に対する不信感が強いようですが。

西 村 委 員	それはおかしいです。そういう風に決め付けてはいけません。私は事実を言っているんです。熊日新聞も言っているんです。
上 野 委員長	多分、本論とずれたところにいっていると思います。西村委員の情報共有について市政を見ていく部分については、賛成します。しかし、西村委員の仰っている部分は、市政という政治をコントロールする部分にウェイトがかかり過ぎているような印象を持っています。それは市民の権利であり、義務です。でも、ここで扱うべき内容については、情報共有の程度、あるいはそこで何か問題が起きた、障害が起きたなど個別の事例をここで解決しようとするものではありません。西村委員が言われることが求められる状況ならば、情報公開条例を扱っている審議会が別にありますし、あるいは、まさに市民が市議会議員を選び、議会を運営し、市政を決定していき、市が情報公開しながら議論したことを「こういう風に進めていきますよ」ということをしなければいけない。このような行政過程と政治過程はつながっている中で、その片方に西村委員の意見は偏っていると感じました。今回、私たちが諮問を受けている内容は、そのことではなく、現在行われている事業について、自治基本条例に基づいた情報共有・参画・協働がどの程度できているのか、その課題は何なのかについて私たちの意見が欲しいということなんです。だから、当面はこの課題に答えていきます。もちろん、答申書がまとまったあとに、市長に会いに行きます。答申書と関連して、これが大事だと思われる点は、口頭でぜひお伝えしていただければと思います。「はじめに」のところで、こんなに議論すべきところではないと思います。
西 村 委 員	そこが違うんです。住民自治を拡充推進するという立場で自治基本条例はできているんです。情報共有・参画・協働がセットなんです。それが市政運営の基本原則となっているんです。
上 野 委員長	西村委員の発言は何度も同じところを繰り返しているように思えます。具体的にどのような文言をどこに入れたらよいか仰っていただきますか。
西 村 委 員	1行目の「市民協働による」のところを、「情報共有・参画・協働による」と変えてください。
上 野 委員長	そのように仰ってください。
西 村 委 員	市長等の行う情報共有ということは、自治基本条例に言う情報共有なんです。ここの情報共有をどのように考えておられるかです。上野委員長の話を聞いていると、どうもそうではなさそうなんです。市民参画と協働の推進条例に力点を置いて考えられていると思います。
上 野 委員長	分かりました。一点目については、解決しました。二点目については、ニュアンスの理解の違いだと思います。「はじめに」については、西村委員の

	修正案を入れたところで、次に進みたいのですが、いかがでしょうか。 (全員了承) 分かりました。次に進めさせていただきます。「検証の目的と方法について」ということで、ここにこれまでの検証方法と検証事業について示しております。そして、3ページになりますが、「情報共有について」というところを読ませていただきます。 (1. 情報共有について、読み上げる) 文案の修正、ご意見があればお願いいたします。
西 村 委 員	ここで言う情報共有ですが、末端で出てきた情報についてなんです。出てこない情報についてどうしたらよいかが問題なんです。これについてはどうですか。
上 野 委員長	これについては、事務局でご説明をお願いします。情報公開の一連の流れをお願いします。
事務局	情報公開については、個人情報を除きまして情報を出すということが大原則でございますので、それは所管先で判断して出していると理解しているところでございます。
上 野 委員長	それについて、異議があった場合に、その先の手続きですが、不服申し立てをし、それに反対があった場合は、裁判に行きます過程を説明してください。
事務局	不服申し立てがございまして、熊本市情報公開・個人情報保護審議会で審議されます。審議会でお不開示という判断が出れば、請求者の方が裁判をされるということになっております。
上 野 委員長	通常、マル秘情報と行政が勝手に決めた部分について知りたいということで行われているものは、司法の場で争うということになります。他方で民間企業にもありますでしょうが、意思決定過程の段階で、まだいろんな案を出し合っている状況で、まだ出せないということは皆さん分かる話だと思います。
西 村 委 員	そこを言っているのではありません。情報公開の問題や行政活動の問題をずっと突き詰めていくと、条例にぶち当たるんです。なぜかと言ったら、行政が法と条例に基づいて仕事をしているからです。この問題を解決しないと出てこないんです。情報公開・個人情報保護審議会は、できて9年です。ところが、この中に個別の苦情を処理することができると同時に、最も情報を出していく根幹に関わることを建議できるとあるんです。ですが一回も行っていないんです。下請け化しているから見直ししていないんです。そして、この審議会があるからと言って、自治推進委員会は情報公開条例の見直しのための検討を提案するということができないということにはならないんで

	す。なぜ、そんなに嫌がるのか、反対しなければならないのか、私は分かりません。出せばよいではないですか、あとは市長に検討してもらえばいい。
上 野 委員長	西村委員のご意見は、ここの文言については特になんかということのようですので、文言についてはこのままでいかせていただきます。情報公開・個人情報保護審議会のあり方については、西村委員はご意見をお持ちで、自治推進委員会で意見を出すべきだと仰っております。このことについては、また最後に議論をしたいと思います。参画に入ります。 (2. 参画について、読み上げる) では、参画についてのご意見をお願いいたします。
西 村 委 員	参画のところでいろいろな問題が出ています。一つの問題は、参画と参加についての区別がついていません。どうやら、参加を参画というように理解して仕事をしていると思われる。ここのところを解決しないといけません。具体的に現状の問題点として明確にしておくべきです。ところが、荒木副委員長は前回の会議で、職員に解釈本を渡せば済む話だと仰っています。これは、そんなことで済む話ではありません。混同していることを書いてください。
上 野 委員長	そうはどうでしょう。参画と参加については、男女共同参画基本法ができたとき、参加ではなく、主体的に関わることを参画としましょうと作った造語です。もともと日本語に参加も参画も違いがあったわけではありません。ですが、今、西村委員が仰っている参加と参画の違いは、近年の行政が使っている新しい意味を込めた参画の話をしていますね。これで最近は統一された形で、ただ交わるだけの参加ではなく、もう少し主体的に関わっていく参画については、行政側も心ある市民の方も理解されているはずです。西村委員の仰るように、参加と参画の違いを解けというのは違うと思います。
西 村 委 員	上野委員長、違います。解けとっているのではありません。みんな参画と参加の意味を混同している。それは自治基本条例の第2条4号に書いてあるんです。参画とは、施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいますと書いてあるんです。全職員の方々、全市民の方々に理解してもらわなければならないと言っているんです。
上 野 委員長	だからこそ、検証を行っているんでしょう。
西 村 委 員	問題点を明確にすべきと言っているんです。具体的に話すと、ある局長の方に話をしたら、参加と参画の区別がついていないんです。
上 野 委員長	それは局長が勉強不足としか言えません。
西 村	局長ですよ。勉強不足では済まされないでしょう。一般の職員の方々もそ

委 員	ういう理解です。
上 野 委員長	これは市長に答申するんです。市民の方々に教えるものではありません。市長は、既に参画・協働ということについて意見を求められている。参加と参画の違いを市長に対していうことではありません。
西 村 委 員	そういうことは誰も言っていない。意味を混同していますと言っているんです。参画については自治基本条例第2条に基づいて徹底すべきだと市長が職員を指導するということです。
上 野 委員長	西村委員の言いたいことを分かりました。これは、その参加と参画の違いを受けた形で具体的に書いているので、文言については修正しなくてよいということですね。
西 村 委 員	いや、ここに入れてくださいと言っているんです。
上 野 委員長	これは、当然含まれています。自治基本条例に基づき書かれている文章です。
西 村 委 員	自治基本条例に基づいていないから言っているんです。
上 野 委員長	それは、西村委員の視点でしょう。
西 村 委 員	自治基本条例の視点から見るとなっていないではないですか。
上 野 委員長	では、私は、あまりしたくはないですが、多数決を取ります。今、参画についての説明を入れてほしいとご意見がありました。賛同される方は手を挙げてください。
岩 下 委 員	少し待ってください。多数決を取るのはふさわしくないと思います。私は、個人的には説明を入れる必要はないと思っています。知らない人もいるかもしれませんが、大方分かっているし、委員長も言われたとおり、市長に出すものですので、ふさわしくないと思います。西村委員が言われる意見はいい意見もありますが、ここで賛成か反対か手を挙げるのはふさわしくありません。
上 野 委員長	ありがとうございました。私も、委員会の中でそういうことをやりたいとは思いますが、ただ皆さん方がそれぞれ賛成、反対の意見を言っていたかかないと、たいていの意見がどこにあるのか読めません。今は、お一人の意見ということで確認をさせていただきましたが、西村委員の意見はご意見として受け止めまして、この部分は原文のとおりとしてよろしいですか。 (全員了承) (3.協働について、読み上げる)

	いかかでしょうか。ご意見ございませんか。 (意見なし) よろしいですか。 (全員了承) (総括、読み上げる) いかがでしょうか。
岩 下 委 員	「二項対立の関係」は、敢えてここで書くべきではないのではないのでしょうか。こういうこともあるのかもしれませんが、私たちが身近に行政と関わっていてそういうことはあまりない、話題にもなっていません。ですから、ここでは割愛すべきだと思います。
上 野 委員長	分かりました。全体のバランスもありますが、環境関係などで見られないこともないと思います。
岩 下 委 員	ごく一部のことだと思うので、ここでは書くべきではないと思います。
上 野 委員長	はい。分かりました。
岩 下 委 員	もし、そういうことがあるのならば、表現を変えて書くべきです。
荒 木 副 委員長	この言葉は、私が言った気がします。意見のやりとりの中で、そのように感じたものですから、「二項対立」という言葉を使っただけでありまして、深い意味はありません。私が意図したものは、答申書の協働についての部分に「行政と市民の垂直的關係」とありますが、この関係は、いわゆる行政が市民団体、NPO 等を下請け的な関係で位置づけてこき使うというような意味ですが、そのような関係がある。また、それに反発するような関係がある。そういうところがあるので、二項対立という言葉を入れただけですので、これを省いてもよいと思います。
岩 下 委 員	市民と行政と書いてあります。表現的にここに書くまでもないかと思います。
荒木副 委員長	そうですね。
上 野 委員長	では、「市民と行政の二項対立にならないよう」を削除ですね。
西 村 委 員	今の岩下委員の提案に、私は大賛成です。今、この委員会では検証しているんです。検証していたら当然、問題点を明らかにしなければならない。そうすると、正副委員長は二項対立と言います。こういう風に、発言を封じ込めるんです。発言ができなくなるんです。こちらは説明しなければならない。

	これこそイデオロギーです。学識経験者の見識からいって、このような言葉は出すべきではないです。なぜかと言うと、みんな自治基本条例に基づいてどうするかということを前提に、議論に参加しているんです。こういうような決め付け、先入観での言葉はやめてもらいたい。
平 橋 委 員	前に戻ってもよろしいでしょうか。
上 野 委員長	まずは、総括を固めましょう。総括の部分で他にありますか。
長 塩 委 員	下から6行目、「市民同士が自発的に考え、市政・まちづくりに参画・協働して取り組める風土を構築して欲しい」とありますが、私は、市民として「構築していきたい」だと思いののですが。
上 野 委員長	市民の代表として「構築していきたい」と主体的に書きたいということですね。ご意見は全体の調整もありますので預かっておきます。
中島久 委 員	先程の「市民と行政の二項対立」の部分ですが、私はすごく大事なことだと思っております。なぜなら、今、NPO 法人などは行政との関係が、まだ見えていないところがあるので、二項対立の関係にならないようにと入れることで、意識付けのために良いと思います。水平的な連携を図るとありますし、入れてもいいのかと思います。
上 野 委員長	はい、ありがとうございます。経験からのご発言ですね。これに関しては、お二人は入れなくてもよいという意見ですが。
岩 下 委 員	立場の違いもありますからね。「市民と行政」という表現だけが気になります。
吉 田 委 員	私は、自治会の立場で申し上げますと、二項対立の関係はないかと思えます。お互いに情報交換をしておりますが、私は分からないときは、地域づくり推進課に行きます。そしていろいろ資料をもらいますし、向こうからもいろいろ教えていただきます。そのような関係を持っていますので、対立ということはないかと思っております。
上 野 委員長	それぞれの社会生活の捉え方の違いで、ここはニュアンスの取り方があるようですが、答申書の本質的なことではないので削除させていただく方向でいきますが、よろしいでしょうか。 (全員了承) では、総括の大まかなところはこの程度にさせていただいて、平橋さん、どうぞ。
平 橋 委 員	すみません。3ページに戻ります。(2)の情報共有の取組に関する提案の部分ですが、そこの5行目、「優先順位をつけるなどの工夫」とありますが、優先順位という言葉が気になります。誰が優先順位をつけるのか、少数

	意見は省くのか、時期的なものなのか、たくさんの参加に順位をつけるのか、など考えられるので、この部分だけ考えていただけないでしょうか。
上 野 委員長	多分、逆の意味です。これは、市が情報をお子さんをお持ちの家庭にお届けしたい、これは若い世代にお届けしたい、これは高齢者にお届けしたい、と思うときに、市政だよりを書くだけではなかなか届かない場合がある。そういうときに、そのような方々が集う場所にお届けするような工夫ということではないでしょうか。言葉が「優先」ということで、少し差別的ニュアンスで捉えられたのかもしれませんが、その心は少し違うと思います。発信側が届くべき対象がどこにいるかをよく考えてという意味だと思います。もう少し、違う表現で同じことが言えるか考えてみます。ありがとうございました。 それでは、西村委員の意見の検討に入りたいと思います。私たちは、情報共有が大事だと思っていることについては同じ考えをとっています。情報共有のあり方について、さらに充実を図っていくような取組が自治推進において極めて重要な要素を占めているならば、違和感はないですが、ここに情報公開条例の見直し検討を求めるとするのは、少し具体的過ぎていかなかなと思っています。少し、西村委員のご意見について他の委員の方からご意見をいただきたいと思っています。
岩 下 委 員	西村委員のご意見のベースに流れているのは、この自治基本条例に書いてあることの実践ということがあると思うんです。例えば、第３７条３項に「委員会は前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べることができる」ということが、西村委員のご意見のベースになっているんだと思うんです。今言われている問題は、第２５条、２６条に書いてあるんです。これが西村委員のご意見につながっていると思います。私たちの１０倍、２０倍も勉強されて言っておられます。この条例に書かれていないことは、西村委員が発言されても割愛しなければいけないと思うのですが、この条例に書かれているので仰っているんです。この委員会は１２回も重ねていますが、１回あたり２時間しか行っていないんです。そこで、検討していないことはあるでしょうし、ややこしい問題については議論されずに済んできたこともあります。皆さんの意見で決めなければなりませんが、私どもで判断するのは難しいなと感じます。
上 野 委員長	結論として、いかがでしょうか。
岩 下 委 員	私は、西村委員の仰っていることも分かりますが、ここに載せるのは疑問があります。載せてはいけないということではありませんが。
長 塩	私は、情報共有については既にも書かれているので、バランスを見ても書か

委 員	なくてもよいと思います。
松 崎 委 員	いわゆる参画・協働を進めるために、情報共有は必要だと思っています。参画のときに、参加と参画の意味についてお話がありましたが、行政も市民も参画してほしいのに、参加に留まっていたり、逆に参加に留めておきたいとか、まだそこが不十分なところがあります。西村委員のご意見も分からなくもないですが、あくまで前提として住民自治を進めるためには、情報共有が基本ベースになっているので、情報共有についても、必要な情報は出ているということを前提に、もし出ていなければ、情報公開条例でも何でも使って情報を引き出せばよいと思います。ただ、参画や協働をする際には、課題の情報があって、お互いに情報共有しなければいけないわけです。答申書にここまで書いてあれば、情報が提供されているということを前提に、この文章でよいと思います。
岩 下 委 員	「はじめに」の1行目は、西村委員のご意見を反映されるんですよね。
上 野 委員長	はい。
岩 下 委 員	西村委員、他に入れて欲しいところはあるのですか。
西 村 委 員	今、行政の情報が出てこない。出てくる人たちはよいです。出てこない問題があるんです。出てこない問題をみなさんに考えて欲しいんです。このままでいいのかということです。
松 崎 委 員	出てこない問題というのはどういう問題ですか。
西 村 委 員	例えば、熊日新聞が明らかにしているように、パワハラの問題が出てこない。もうひとつは、法制室にいったら黒塗りで出てこない。ただ、水道局に行ったら全部出てきました。同じ問題について、県に聞いたら、県は全部出す。こういうことが起きているんです。熊本市の情報公開条例では原則がはっきりしないんです。例えば、川崎市の情報公開条例は、市の情報は最大限出す、そして最小限不開示にするとなっています。ところが熊本市は、7条に次のものは開示してはならないとなっています。これを熊本市は使うと、例えば、審議会の委員の名前は出てこない。いわゆる税金で払って、市長が委嘱しているにも関わらず、出てこない。なぜ出てこないかというと、個人情報だからという解釈です。熊本市情報公開・個人情報保護審議会は完全に下請け化していて、役に立たない。だから、何とかしなければいけないというのが私の思いです。情報公開条例を見直しを検討して欲しいということを市長に出したい。どうなるかは、市長、行政が決めることです。検討し

	て欲しいということくらいはいいかと思います。このような現状は、平成14年からずっと続いているんです。今度の議会では、情報公開条例第5条を見直すようです。今まで、請求者は市民となっていたところを、何人ともなりました。これは、他都市がしているからということです。だから、変えようと思ったら変えられるんです。自治推進委員会で、この議論をもっとすべきです。他にいい意見があるかもしれません。見直しを検討してほしいということです。
岩 下 委 員	それをこの答申書に載せるということですか。
西 村 委 員	そうです。総括などに1行入れて欲しいです。
岩 下 委 員	行政側としては、ここに書くことが解決になるんでしょうか。他に解決方法はないんでしょうか。
事務局	非常に難しい問題ではあります。西村委員のご意見を聞いておりまして、市民の方の声が大きくなりますと、行政も検討していくと思います。
上 野 委員長	私は、本論から話がずれているようにしか思えません。とても重要なことを話されています。関わりがないとは言いません。情報公開条例の運用に問題があるようです。パワハラの問題は、みんな興味があります。ですが、全部出すといっても、プライバシーの問題もありますから、そうせざるを得ない。行政は、市長のもとにあります。水道局や事業所が違いますと、それぞれの判断となる場合があります。ですから、同じ市で不都合があることもあると思います。それはピラミッド組織が持っている改善が難しい特性なんです。できるだけそういうことがないように、情報公開条例があります。ですが、時に隠されたりすることもあることもあります。本当に知りたければ、訴訟という手続きがありますので、行政機関の判断がおかしい場合は、そこまでやらざるを得ないと思います。現実にも、別の自治体で情報公開の委員をやったことがありました。市民の方に入っていて、一つの案件について議論して、市の方針として決める審議もやってまいりましたが、何でも公開というわけにはいかないというのは、みなさんが当事者になれば分かることだと思います。そこは手続き的に慎重にやられているんだと思います。その手続きの不備の改善の余地について、西村委員が仰ることは理解できます。ただ、この答申の文書としては、何人かの方が言われたとおり、ここに書くべきものではないと思います。答申の際には、市長に時間を取っていただいております。ぜひ、ここに書いていないことも含めて、日頃、参画・協働されている経験を市長に直接お伝えいただければと思います。 総括については、先程の修正は直すということで、進めさせていただけれ

	ばと思います。
西 村 委 員	自治基本条例を策定する過程で「自治推進委員会」をなぜ盛り込んだかということです。それは、行政と議会と市民の三者で自治を進めるうえでの役割分担なんです。市民の役割を明確にしたんです。具体的に市民が問題を提起するときは、個々にやっていたんです。それではいけない。市民の役割を制度の中に明確に位置付けて自治推進委員会が出来ているんです。この委員会は自立しているんです。行政の下請け的機関ではないんです。そしてここができることは、市長の諮問に答えること、問題を発見したら市長に意見を出すという任務を持っています。そして、全市民的な考え方で意見を出していかなければならない。これが自治推進委員会の任務です。我々は、本来の任務に沿って仕事をしなければならぬ。普遍的な問題をやっていかなければならない。行政は、条例・規則で動いていますから、条例・規則をどのように変えていくかということを議論しなければならぬ。それをしないのならば、役割を果たしていないということになります。特に、情報公開の問題が大きな社会的問題となっているんです。しかも、自治基本条例ができる前の、平成14年にできているんです。そうすると見直すのが当たり前なんです。自治基本条例は最高規範性を持っていますから、見直さなければいけないと言っているわけです。そういう立場から見直すということは、合理的な提案なんです。自治基本条例との整合性を義務付けているんです。我々は、それに基づいて、何らかのものを出していかなければなりません。避けて通ってははいけません。
上 野 委員長	はい、西村委員から、本質的な話をしなければならぬとありました。今回が、最後の会議となりますので、次年度の体制に言える立場ではありませんが、経験的なご意見も次の審議に活かしていきたいと思います。 みなさんの所感をいただく前に、確認です。この答申書については、ご意見をいただいた部分に関して、私と荒木副委員長と修正を加えたいと思います。よろしいでしょうか。 (全員了承) それでは、これから先は、熊本市をよくするために、市民と行政、あるいは市民団体同士が協働できる可能性に関して、みなさん方の所感、ご意見をいただきたいと思います。では、吉田委員からどうぞ。
吉 田 委 員	このような出合いをさせていただいて、非常に勉強になりました。私が知らないことも一緒に話し合いながら、法律的なことは苦手ですが、少しでも理解できたかと思います。自治会長としての立場としては、総括の「自分たちのまち自分たちで創る」というように、自治会においても、住みよいまちにしよう、このまちに住んでよかった、このまちに戻ってきたいといった

	まちづくりをいうのを進めているんです。熊本市の地域づくり推進課とも連携をとりながらやっているわけです。行政の内部もわかりましたし、またこのような条例づくりに携われて本当にありがたいと思っております。
松崎委員	私は9事業を検証したときに、行政側もどうやって参画・協働を進めればよいかということについて悩んでいらっしゃる部分はあるなと感じました。市民に関わる事業ですから、何らかの形できると思うのですが、それをどういう風に情報共有しながら議論の場に持っていくということが、今、なかなかできていないところなので、この答申にも書かれてありますとおり、参画・協働の部分はよく書けていると思いましたし、うまくいけば、自分たちのまち自分たちで創るということに行政も市民も進んでいけると思っております。市長に提案して、全体として向いていけることを期待しております。
平橋委員	私は、生活者の視点として、常に地域のことを考えながら発言してまいりました。いつも思っていたのですが、私たちの発言をきちんと聞かれて、丁寧に取り上げていただいて、まとめられているなと感じました。隅々を読みますと、どこかに皆さんの意見が取り入れられています。私は、基本的なところは全て最初から作られていて、私たちが意見を言って参考にされると思っていましたが、委員のそれぞれの意見をきちんと取り上げてくださって、委員会の本質的なものを大事にされていると感じました。
西村委員	最後に中身の提案です。答申書の5ページの下から3行目に、「そのためにも、行政は法令遵守のもと」の後に「過去の条例、規則等は自治基本条例と整合性を持たせなければならない」と入れて欲しいです。
中島久委員	これから子ども達が少なくなっていく、高齢化社会でどれだけみんなが協力していけるかということで、枠組みづくり、システムという面では、皆さんの意見が取り入れられていて、具体的だと思います。本当に子ども達が少なくなっていて、若い人たちに元気になってほしいという面では、世代間交流、若い人がどれだけ参画できるかが課題だと思います。自治会などではキャリアのある高齢の方々が頑張っているのですが、若い人がどれだけ一緒に参画できるのかというのが課題だと思います。ウェルパルが拠点となっていて、市民活動団体の交流の場、具体的なことが進む場になると思っております。これからもよろしくお願いいたします。
長塩委員	会議に来るのが緊張の一つでした。仕事を抜け出して来るので、参加するのは非常に困難でした。もう一度やれと言われたら断ります。なぜかという、仕事をしていると厳しい時間帯ですし、労働条件からすると勤務先からかなり優遇していただいていたと思います。出来上がった答申書をみると、参加してよかったと思います。最初は、まちづくりは上からやらされている

	感じで参加していたんですが、横方向に進めていかなければならないと皆さんの意見を聞いて思いました。もう少し、私たちの世代が声をあげる、主張することが大事だと思いました。ありがとうございました。
岩 下 委 員	今日が12回目ということで、あっという間に感じますが、それに費やした時間というのは、24時間なんです。皆さんの意見を聞いて、非常に勉強になりました。自治会長という立場で7年間やってみて、一番市民と接しています。城南地区でいろいろな区の方にも協力いただきながらやっております。私はどちらかというと、西村委員と同じタイプなんです。西村委員がいろいろご存知でお話しているのに感心しているばかりでしたが、普段は、西村委員のように要望するから仰ることはよく分かるし、西村委員のように勉強しなければいけないなと感じました。運営する側からすると、煙たがられるタイプですが、いい意見もあるんです。リードする委員長、副委員長は大変でしたでしょうが、西村委員の意図もよければ尊重していただければと思います。私も、区の方ではまとめ役をやっておりますのでいろいろありますが、私は情報共有・参画・協働のその中で能動的ではなく、攻撃的にやっております。 1ヶ月に1回は、情報誌を発行しております。100回以上やっております。そういう風に情報共有をしているので、区長をやっていて何も問題はありません。あとひとつは、全員と話をすることです。ゴミ当番を全世帯当番でやっています。そうすると、私は、月に2回、全世帯と話すことができるのです。そういうことで、住民の顔も考えも分かります。そこで情報を共有し、区の運営の中に取り入れております。まさに、情報共有・参画・協働ができる立場にあるんです。そういう意味でも、今回の会議に参加させていただいて十分勉強になりましたので、これからの活動にも役立てさせていただきたいです。
荒木副 委員長	この自治推進委員会のメンバーになりまして、体調を崩して、半分くらいしか役立てられなかったかと思えます。自治運動、参加、参画、協働といった一連の流れがありますが、市民と行政の関わりを整理してみますと、行政が用意したものを委員会という形で委員を集めて了承させるというやり方が1970年代でございました。それから、1990年代から2000年代初期にかけては、先進的自治体の事業を参考にしながら意見を出すという形でした。2005年過ぎてやっと、住民の意見をまとめたものを出すという形に変わりました。自主自立的な自治推進の芽生えが出てきたという段階なんです。スタート地点から、住民自治とは言えない。ここまでに3、40年かかっています。皆さん方のご意見をお聞きしていただきまして感じましたのは、参加と参画を定義してはどうかということですが、これは学会でも定義付け

	されておられません。ハーバード大学のマッシュュー・クレンソンというコミュニティポリティクスの研究者がおりますが、参加と参画と協働は違うということを学問的に指摘しています。参加は、決定に影響を与える行為という簡単な定義。参画は、ある仮定を設定し、プランニングし、具体的に実行する道筋をつける行為。協働は、さらにそれに目標を共有している人たちが能力を発揮して実現していく行為と意味合いをつけています。それを、こういう場で整理しておけばよいですが、簡単に分かりやすく市民の皆さんにととなると、学者が論じる内容を出すわけにもいけないかと思っておりました。それから2年の任期で1年しか出席できず、委員長を補佐できませんで、大変失礼いたしました。どうもありがとうございました。
上 野 委員長	私も、皆さんのご協力で仕事を終えることができましたと思います。今回、地域の代表の方、NPO 法人の方、市民の立場の方、いろんな観点からお話を聞くことはとても勉強になりました。といたしますのは、最近、政治や行政においてもいろんなところで研究も行われています。ただ、こういうところで話す建前の話と、我が家に帰って地域にどれほど参画したいのかというと、役目がくれば引き受けますが、役目が来なければいいというのが正直なところであります。大方、そういう人たちが、善意は持っているんだけど、積極性のない時代、うまく回っていく仕組みが地域での役職であり、そういうことを経験する新たな喜びや、もう少し仲間を集ってグループで活動するような NPO 法人に育っていくなど、学習の機会を得ているのだと思いました。 こういうメカニズムが地域の中で次の世代につながっていくような活動にしていくため、私たちの委員会があるのだと思います。のんきな地域をどのように運営、統治していくのかという参画から、どう地域の問題を解決するかという参画まで、さまざまな問題を扱ってきましたので、時に話している次元や場所が交差していることもあるかもしれませんが、思いは一緒だったかと思います。どうもありがとうございました。 (2) 今後の予定 では、最後にご連絡がございます。市長に答申を予定しています。皆さんのご都合がつかましたら、参加いただければと思います。言葉で伝えることがメッセージ性が強いので、有効に活用していただければと思います。事務局よりお願いいたします。

事務局	(資料配布) 2年間、どうもありがとうございました。 答申の日程ですが、3月22日(木)午後3時からでございます。30分間、市長の予定をとっておりますので、ぜひご参加ください。どうぞよろしくお願いいたします。 (市民生活局長より挨拶)
西 村 委 員	すみません。最後の挿入は「過去の条例、規則等は自治基本条例と整合性を持たせ」にしてください。
上 野 委員長	はい。これで第12回自治推進委員会を終わります。ありがとうございました。